

総合地球環境学研究所の客員教員に関する規則

平成 25 年 3 月 26 日制 定

規則番号 53 号

平成 28 年 12 月 9 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構客員教員規程第 3 条及び第 10 条の規定に基づき、総合地球環境学研究所の客員教員の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第 2 条 客員教授又は客員准教授を称せしめる者の選考は、人間文化研究機構組織規程第 14 条に規定する運営会議の議に基づき、総合地球環境学研究所長が行う。

(選考の基準等)

第 3 条 客員教授又は客員准教授を称せしめることができる者は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構研究教育職員の特例に関する規程第 4 条第 2 項及び第 3 項に定める教授及び准教授の選考基準に該当する者とする。

2 前条の運営会議に提出する候補者については、あらかじめ教員会議の議を経るものとする。

(外国人研究員の称号の授与)

第 4 条 外国人研究員に客員教授及び客員准教授（「Visiting Professor」及び「Visiting Associate Professor」）を称せしめる場合には、勤務の契約書にその旨明記するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 総合地球環境学研究所の客員教授及び客員准教授の選考に関する規則（平成 16 年 5 月 31 日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 28 年 12 月 9 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。